

東海市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 議会の運営原則と責務（第4条－第6条）

第3章 議員の活動原則（第7条）

第4章 市民と議会の関係（第8条－第11条）

第5章 議会と市長等との関係（第12条－第16条）

第6章 議会機能の強化（第17条－第20条）

第7章 議員の政治倫理（第21条）

第8章 議員定数及び議員報酬（第22条・第23条）

第9章 議会事務局の強化等（第24条・第25条）

第10章 最高規範性を見直し手続（第26条・第27条）

附則

地方議会は、地方分権の時代にあつて、二代表制の下、地方公共団体の事務執行の監視機能及び立法機能を十分発揮しながら、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指すものである。

東海市議会は、東海市民によって選ばれた議員で構成し、東海市のまちづくりの基本理念である東海市まちづくり基本条例を推進する市の意思決定機関であり、議員は議会の役割と責務に基づき市民の福祉向上のために活動するものである。

国から地方への権限移譲が進み、地方自治体の自己決定権の拡大が進む中で、地域の自主・自律のため、これまで以上に地方議会が果たすべき役割及び責務が大きくなっている。このため、議会は特別委員会、議会運営委員会等における協議により、議会の活性化を図るためにさまざまな改革を重ねてきたところである。

議会は市民の意思を反映する合議制の機関であることから、自らの創意と工夫によって市民との協調のもと、東海市のまちづくりを推進していく必要がある。そのため、議会の公正性及び透明性を確保することにより、市民に開かれた議会、市民にわかりやすい議会を目指して、活動を行うあるべき姿をここに定めるものである。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、二元代表制の下での東海市議会（以下「議会」という。）の役割を踏まえつつ、議会の基本理念、議会運営の原則と責務、議員の活動原則等の議会に関する基本的事項を定めることにより、市政への市民の意思の的確な反映及び議会の活性化を図り、もって市民に開かれた議会、市民にわかりやすい議会を目指すと共に、市民福祉の向上を実現することを目的とする。

（基本理念）

第2条 議会は、市政における最高の意思決定機関として、市民の意思を市政に反映させるため、公平かつ適正な議論を尽くし、地方自治の本旨の実現を目指すものとする。

（基本方針）

第3条 議会は、前条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる方針に基づいた議会活動を行うものとする。

- (1) 議会の機能である政策決定並びに市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の事務の執行の監視及び評価を行うこと。
- (2) 提出された議案の審議又は審査を行うほか、独自の政策立案及び政策提言に積極的に取り組むこと。
- (3) 地方分権の進展に的確に対応するため、議会の活性化への取組を積極的に推進すること。

第2章 議会の運営原則と責務

（議会運営の原則）

第4条 議会は、市の基本的な政策決定、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を行う機能を十分発揮するため、円滑かつ効率的な運営に努め、合議制により意思決定を行う機関としての役割を果たすものとする。

- 2 議会は、質問等の実施方法について会議規則で定め、市民にわかりやすい議会運営を行うものとする。
- 3 議会運営委員会は、議会運営について協議し、調整するものとする。
- 4 常任委員会及び特別委員会は、それぞれの設置目的に応じた機能が十分発揮されるよう運営されなければならない。
- 5 議会運営委員会及び常任委員会は、議会の閉会中においても、各所管に属する市

の事務に関する調査を積極的に行うよう努めるものとする。

(議会の説明責任)

第5条 議会は、議会運営、政策立案、政策決定及び政策提言等に関し、市民に対して説明する責務を有する。

(会派)

第6条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動するものとする。

3 会派は、政策立案、政策決定及び政策提言等に関し、必要に応じて他の会派との合意形成に努めるものとする。

第3章 議員の活動原則

第7条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、積極的な議論に努めるものとする。

2 議員は、市政全般の課題及び市民の多様な意思を的確に把握し、市民全体の福祉向上を目指し、市民の代表としてふさわしい活動を行うものとする。

3 議員は、日常の調査及び研修活動を通じて、自己研鑽^{さん}に励み、自らの資質の向上に努めるものとする。

4 議員は、議会活動について、市民に対してわかりやすい説明に努めるものとする。

第4章 市民と議会の関係

(市民の意思の反映)

第8条 議会は、市民の意思を議会活動に反映させることに努めるものとする。

(広報広聴の充実)

第9条 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報広聴手段を活用することにより、議会に対する市民の意思の把握及び市民への情報提供に努めるものとする。

2 議会は、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

(委員会の公開)

第10条 議会は、開かれた議会運営に資するため、委員会を原則として公開するものとする。

(議会活動に関する資料の公開)

第11条 議会は、東海市情報公開条例（平成12年条例第61号）に基づき、議会活動に関する資料を公開し、会議録については、議会図書室その他議長が適当と認める場所に備え付け、閲覧に供するものとする。

第5章 議会と市長等との関係

（市長等との関係）

第12条 議会は、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、市長等と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うものとする。

（監視及び評価）

第13条 議会は、市長等の事務の執行が適正かつ公平及び効率的に行われているか監視し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう促すものとする。

2 議会は、市長等の事務の執行の効果及び成果について評価し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう促すものとする。

（確認の機会の付与）

第14条 議長並びに議会運営委員会、常任委員会及び特別委員会の委員長は、議会等における審議又は審査の充実を図るため、論点等を明確にする必要があると認めるときは、市長及びその他の執行機関等の職員に対し、議員及び委員の発言の趣旨に対する確認の機会を付与するものとする。

（文書による質問）

第15条 議員は、閉会中に市長等の事務に対し、緊急に確認を要する事案が発生した場合に、議長の承認の上、市長等に対して文書で質問を行うことができる。

2 市長等は前項の規定による質問を受けたときは、速やかに文書で回答するものとする。

（政策等の形成過程の説明要求）

第16条 議会は、市長等が提案する基本的な政策等に対し、必要に応じてその形成過程の説明を求めるものとする。

第6章 議会機能の強化

（議会機能の強化）

第17条 議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものとする。

（審査・調査活動等）

第18条 議会は、議会が持つ調査権に基づき、市政の課題に関し必要に応じて調査活動を行うものとする。

2 議会は、議案の審査又は市長等の事務に関する調査を行うため、専門的知見を有する者等に対し、必要な専門的事項に関する調査を行わせることができる。

(議決事件の追加)

第19条 議会は議事機関としての機能強化のため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定により議決事件を定める。

2 前項の議決事件は、次に掲げるものとする。

(1) 総合計画基本構想（総合的かつ計画的な市政の運営を図るための構想をいう。）の策定又は改廃に関すること。

(2) 市民憲章の制定又は改廃に関すること。

(3) 都市宣言の制定又は改廃に関すること。

(4) 姉妹都市の提携に関すること。

(政務活動費)

第20条 会派は、政策形成能力の向上等を図るため、政務活動費を有効に活用し、積極的に調査研究及び政策提言を行うものとする。

2 会派は、厳格な使途基準に従い、政務活動費を適正に執行し、市民に対して使途の説明責任を負うものとする。

3 政務活動費に関しては、条例で定めるところによる。

第7章 議員の政治倫理

第21条 議員は、市民全体の奉仕者として公正かつ清廉を基本姿勢とし、高い政治倫理意識に徹するものとする。

2 議員は、いかなる場合であってもハラスメント行為を行ってはならない。

3 議員の政治倫理に関しては、別に定めるところによる。

第8章 議員定数及び議員報酬

(議員定数)

第22条 委員会又は議員は、議員定数を定める場合には、行財政改革の視点、他市との比較、市政の現状と課題及び将来の予測と展望を十分に考慮するものとする。

2 議員定数に関しては、条例で定めるところによる。

(議員報酬)

第 23 条 委員会又は議員は、議員報酬を定める場合には、行財政改革の視点、他市との比較、市政の現状と課題及び将来の予測と展望を十分に考慮するものとする。

2 議員報酬に関しては、条例で定めるところによる。

第 9 章 議会事務局の強化等

(事務局機能の強化)

第 24 条 議会は、議会の政策立案機能を充実させるとともに、円滑かつ効率的な議会運営を行うため、議会事務局の調査、政策法務等の機能を強化するものとする。

(議会図書室の充実)

第 25 条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書、資料等の充実に努めるものとする。

第 10 章 最高規範性で見直し手続

(最高規範性)

第 26 条 この条例は、議会の最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を解釈し、又は制定し、若しくは改廃する場合は、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

(条例の見直し)

第 27 条 議会は、常に市民の意思、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。

2 議会がこの条例を改正しようとするときは、本会議において、改正の理由及び背景を説明しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 7 年条例第 42 号)

この条例は、公布の日から施行する。